

## 第3章 監査

### ○日向東臼杵広域連合監査委員条例

(平成26年2月26日条例第6号)

日向東臼杵南部広域連合監査委員条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第195条及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の定数）

**第2条** 監査委員の定数は、2人とする。

（準用）

**第3条** この条例の施行については、日向市監査委員条例（平成19年日向市条例第3号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「広域連合長」と、「日向市公告式条例（昭和40年日向市条例第17号）」とあるのは「日向東臼杵広域連合公告式条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第2号）」と読み替えるものとする。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合監査委員処務規程

(平成15年6月10日監査委員訓令(甲)第1号)

(最近改正 平成26年3月13日監委訓令第1号)

(趣旨)

**第1条** この訓令は、日向東臼杵広域連合監査委員(以下「監査委員」という。)の事務部局における職制及び職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

**第2条** 監査委員の事務部局に、書記長、書記その他の職員を置く。

(職務)

**第3条** 書記長は、監査委員の命を受けて事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(書記長の専決事項)

**第4条** 書記長は、次の各号に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 職員の日帰り旅行及び市内旅行命令に関する事。
- (2) 職員の休暇及び欠勤に関する事。
- (3) 職員の時間外勤務に関する事。
- (4) 軽易な照会、通知、回答及び報告に関する事。
- (5) その他軽易な事務処理に関する事。

(準用)

**第5条** この訓令に定めるもののほか、職員の服務、分限及び事務処理については、広域連合長の事務部局におけるそれぞれの規定を準用する。

**附 則**

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合監査委員の公印に関する規程

(平成13年5月7日監査委員訓令(甲)第1号)

(平成15年6月10日監委訓令第(甲)第2号)

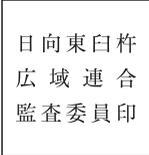
(最近改正 平成26年3月13日監委訓令第1号)

(趣旨)

**第1条** この訓令は、日向東臼杵広域連合監査委員の公印の保管及び使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類等)

**第2条** 公印の種類、寸法、書式、印影のひな形、管守者、使用範囲及び個数は、次のとおりとする。

公印の種類	寸法 (ミリメートル)	書式	印影の ひな形	管守者	使用範囲	個数
監査委員の印	方 21	横書き 古印体		書記長	一般公文書用	1

(準用)

**第3条** その他公印の保管及び使用については、日向東臼杵広域連合公印規程(平成13年日向東臼杵南部広域連合訓令(甲)第2号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「広域連合長」とあるのは「代表監査委員」と読み替えるものとする。

**附 則**

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成15年6月10日監委訓令(甲)第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合監査委員が保有する 公文書の開示等に関する規程

(平成17年3月31日監査委員訓令(甲)第1号)

(最近改正 平成26年3月13日監委訓令第1号)

日向東臼杵広域連合情報公開条例(平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第8号)の規定に基づく日向東臼杵広域連合監査委員が保有する公文書の開示等については、日向東臼杵広域連合情報公開条例施行規則(平成17年日向東臼杵南部広域連合規則第2号)に定める公文書の開示等の例による。

### 附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。